

議案第63号

世田谷区営住宅の明渡し及び使用料等の支払に係る訴えの提起
上記の議案を提出する。

令和3年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区営住宅の明渡し及び使用料等の支払に係る訴えの提起

[] ([]) 及び [] ([])
[] を相手方として、次のと
おり訴えを提起する。

1 訴えの要旨

次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) [] は、世田谷区に対し、別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」という。）を明け渡せ。
- (2) [] 及び [] は、世田谷区に対し、連帶して、金3,337,700円及び令和3年5月1日から本件建物の明渡済まで1箇月191,700円の割合による金員を支払え。

2 訴訟の目的の価額

金6,835,001円

(内訳)

訴えの要旨(1)に係る価額 金3,497,301円

訴えの要旨(2)に係る価額 金3,337,700円

3 訴えを提起する理由

世田谷区は、[] 対し、平成9年4月1日付で本件建物の使用の承認をしたが、平成21年12月からその使用料及び共益費（以下「使用料等」という。）を滞納するようになった。

世田谷区は、[] 対し、督促及び催告を行ったところ、[] から連帶して使用料等を支払う旨の申入れがあったため、令和2年3月17日付で[] と連帯保証契約を締結したが、滞納は一向に解消せず、滞納額が次第に増加したため、本件建物の使用の承認を取り消し、本件建物の明渡を請求した。

その後においても、[] 及び [] は、使用料等の支払をせず、また、[] は、本件建物も明け渡さないので、訴えを提起する。

(別紙)

物 件 目 錄

- 1 所 在 [REDACTED]
- 2 住 居 表 示 [REDACTED]
- 3 建物の名称 [REDACTED]
- 4 部 屋 番 号 [REDACTED]
- 5 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 3階
- 6 専用床面積 72.2 平方メートル